

高知県公報

発 行 高 知 県
高 知 市 丸 ノ 内
一 丁 目 2 番 20 号
発 行 日 毎 週 2 回
(火 曜 日 ・ 金 曜 日)

目 次

告 示	ページ
保安林の皆伐面積の限度 (森林整備課)	1
高知県公安委員会規則	
高知県警備業法施行規則の一部を改正する規則	2
	11・21揭示

告 示

高知県告示第786号

森林法施行令(昭和26年政令第276号)第4条の2第3項の規定により、平成17年度第4次において許可する保安林の皆伐面積の限度を次のとおり定める。

平成17年12月1日

高知県知事 橋本 大二郎

保安林の皆伐面積の限度

1 水源かん養保安林及び土砂流出防備保安林

(単位 ヘクタール)

同一の単位	皆伐面積の限度を定める森林又はその集団の所在地	水源かん養保安林	土砂流出防備保安林
1 室戸地区	室戸市 東洋町	41.70	447.61
2 奈半利川	奈半利町 田野町 安田町 北川村 馬路村	486.55	181.94
3 安芸川	安芸市 芸西村	222.08	186.86
4 夜須川	赤岡町 香我美町 野市町 夜須町 吉川村	3.80	2.46
5 物部川	南国市の一部	623.06	101.53

	土佐山田町の一部 香北町 物部村		
6 吉野川上流	南国市の一部 土佐山田町の一部 本山町 大豊町 土佐町 大川村	1,156.82	73.69
7 鏡川	高知市	164.06	6.77
8 本川地区	いの町の一部	296.46	13.94
9 仁淀川	土佐市 春野町 いの町の一部 仁淀川町 佐川町 越知町 日高村	564.57	108.45
10 新莊川	須崎市 中土佐町 津野町の一部	79.68	111.25
11 四万十川上流	窪川町 檮原町 大野見村 津野町の一部 大正町	1,166.89	179.88
12 伊与喜川	佐賀町	33.84	36.68
13 四万十川	宿毛市の一部 四万十市 十和村 三原村の一部	1,248.44	352.89
14 大方地区	大方町	26.66	76.42
15 松田川	宿毛市の一部	68.68	150.65
16 下ノ加江川	土佐清水市のうち下ノ加江 三	15.08	36.96

		原村の一部	
17 土佐清水地区	土佐清水市(下ノ加江を除く。) 大月町	125.12	138.23
計		6,323.49	2,206.21

2 干害保安林

(単位 ヘクタール)

同一の単位	皆伐面積の限度を定める森林又はその集団の所在地	干害保安林
1 安芸林業事務所管内	室戸市 安芸市 東洋町 奈半利町 田野町 安田町 北川村 馬路村 芸西村	6.48
2 中央林業事務所管内	高知市 南国市 赤岡町 香我美町 土佐山田町 野市町 夜須町 香北町 吉川村 物部村	0.00
3 中央林業事務所嶺北林業振興事務所管内	本山町 大豊町 土佐町 大川村	9.06
4 伊野林業事務所管内	土佐市 春野町 いの町 仁淀川町 佐川町 越知町 日高村	0.84
5 須崎林業事務所管内	須崎市 中土佐町 窪川町 檮原町 大野見村 津野町 大正町 十和村	10.70
6 中村林業事務所管内	宿毛市 土佐清水市 四万十市 佐賀町 大方町 大月町 三原村	6.82
計		33.90

3 保健保安林

(単位 ヘクタール)

同一の単位	皆伐面積の限度を定める森林又はその集団の所在地	保健保安林
1 安芸林業事務所管内	室戸市 安芸市 東洋町 奈半利町 田野町 安田町 北川村 馬路村 芸西村	34.68
2 中央林業事務所管内	高知市 南国市 赤岡町 香我美町 土佐山田町 野 市町 夜須町 香北町 吉 川村 物部村	3.38
3 中央林業事務所嶺北林業振興事務所管内	本山町 大豊町 土佐町 大川村	48.42
4 伊野林業事務所管内	土佐市 春野町 いの町 仁淀川町 佐川町 越知町 日高村	20.00
5 須崎林業事務所管内	須崎市 中土佐町 窪川町 檮原町 大野見村 津野 町 大正町 十和村	3.44
6 中村林業事務所管内	宿毛市 土佐清水市 四万 十市 佐賀町 大方町 大 月町 三原村	0.00
計		109.92

公安委員会規則

高知県警備業法施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年11月21日(揭示済)

高知県公安委員会委員長 鈴木 朝夫

高知県公安委員会規則第20号

高知県警備業法施行規則の一部を改正する規則

高知県警備業法施行規則(平成15年高知県公安委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第10条第1項」を「第17条第1項」に改め、同条第2号イ中「警戒杖」を「警戒杖」に改める。

第2条中「警戒杖」を「警戒杖」に改める。

第3条中「警戒杖」を「警戒杖」に改め、同条第2号中「警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「規則」という。)第1条第1項」を「警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。)第1条第2号」に、「常駐警備業務」を「施設警備業務」に改め、同条第3号中「第1条第1項」を「第1条第5号」に、「核燃料物質等運搬警備業務及び」を「核燃料物質等危険物運搬警備業務及び規則第1条第6号に規定する」に改める。

第4条第2号中「常駐警備業務及び」を「施設警備業務及び」に、「第1条第1号」を「第1条第2号」に、「常駐警備業務の」を「施設警備業務の」に、「行われる常駐警備業務」を「行われる施設警備業務」に改め、同条第3号中「核燃料物質等運搬警備業務」を「核燃料物質等危険物運搬警備業務」に改める。

第5条中「第11条の7」を「第43条」に改める。

第7条第1項中「第16条の2」を「第51条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。